

《介護保険給付対象サービス及び食費、居住費》

別表 1

令和 8 年 8 月 1 日現在の基本料金表（概算）です。

介護サービス費は、遇改善加算Ⅲ・協力医療機関連携加算Ⅰ・地域区分 5 級地を含む。

	段 階	介護サービス費	食 費	居室料	31 日利用
要介護 1	第 1 段階	810 円	300 円	880 円	61,678 円
	第 2 段階		390 円	880 円	64,468 円
	第 3 段階①		680 円	1,370 円	88,648 円
	第 3 段階②		1,420 円	1,470 円	114,688 円
	第 4 段階		1,545 円	2,066 円	137,039 円
	2 割負担	1,620 円	1,545 円	2,066 円	162,137 円
	3 割負担	2,430 円	1,545 円	2,066 円	187,235 円
要介護 2	第 1 段階	894 円	300 円	880 円	64,292 円
	第 2 段階		390 円	880 円	67,082 円
	第 3 段階①		680 円	1,370 円	91,262 円
	第 3 段階②		1,420 円	1,470 円	117,302 円
	第 4 段階		1,545 円	2,066 円	139,653 円
	2 割負担	1,787 円	1,545 円	2,066 円	167,364 円
	3 割負担	2,681 円	1,545 円	2,066 円	195,075 円
要介護 3	第 1 段階	984 円	300 円	880 円	67,052 円
	第 2 段階		390 円	880 円	69,842 円
	第 3 段階①		680 円	1,370 円	94,022 円
	第 3 段階②		1,420 円	1,470 円	120,062 円
	第 4 段階		1,545 円	2,066 円	142,413 円
	2 割負担	1,967 円	1,545 円	2,066 円	172,884 円
	3 割負担	2,950 円	1,545 円	2,066 円	203,355 円
要介護 4	第 1 段階	1,070 円	300 円	880 円	69,738 円
	第 2 段階		390 円	880 円	72,528 円
	第 3 段階①		680 円	1,370 円	96,708 円
	第 3 段階②		1,420 円	1,470 円	122,748 円
	第 4 段階		1,545 円	2,066 円	145,099 円
	2 割負担	2,140 円	1,545 円	2,066 円	178,257 円
	3 割負担	3,210 円	1,545 円	2,066 円	211,415 円
要介護 5	第 1 段階	1,153 円	300 円	880 円	72,314 円
	第 2 段階		390 円	880 円	75,104 円
	第 3 段階①		680 円	1,370 円	99,284 円
	第 3 段階②		1,420 円	1,470 円	125,324 円
	第 4 段階		1,545 円	2,066 円	147,675 円
	2 割負担	2,306 円	1,545 円	2,066 円	183,409 円
	3 割負担	3,458 円	1,545 円	2,066 円	219,143 円

【第 1～4 段階について】所得に応じて、食費・居住費が減額されます。各市区町村の介護保険担当窓口にて「介護保険負担限度額認定証」の申請を行い、審査が通り、証書が発行され、施設に提示する必要があります。

《介護保険給付対象サービス加算》

別表 2

令和 8 年 8 月 1 日現在の概算です。利用日数により若干の増減があります。

加算項目	単位数	加算料金			備 考
		1 割負担	2 割負担	3 割負担	
◇ 初期加算	30 単位	36 円/日	71 円/日	107 円/日	入所後、又は 1 ヶ月以上の入院後、退院し、再入所した日から 30 日間のみ
日常生活継続支援 加算Ⅱ（☆ア）	46 単位	55 円/日	109 円/日	163 円/日	利用者 6 名に対し、常勤換算で 1 名の介護福祉士を配置、かつ算定前 6 ヶ月又は 12 か月の新規利用者の内、下記いずれかの要件を満たす ①要介護度 4・5 の割合 70%以上 ②認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲa 以上の割合 65%以上 ③たんの吸引等が必要な利用者の割合が 15%以上
サービス提供体制強化 加算Ⅰ（☆ア）	22 単位	27 円/日	53 円/日	79 円/日	下記いずれかの要件を満たす ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が 80%以上の場合 ②勤続 10 年以上の介護福祉士が 35%以上の場合
サービス提供体制強化 加算Ⅱ（☆ア）	18 単位	21 円/日	42 円/日	63 円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が 60%以上の場合
サービス提供体制強化 加算Ⅲ（☆ア）	6 単位	8 円/日	15 円/日	22 円/日	下記いずれかの要件を満たす ①介護職員の総数のうち、介護福祉士の割合が 50%以上の場合 ②常勤職員が 75%以上の場合 ③勤続 7 年以上の職員が 30%以上の場合
栄養マネジメント 強化加算	11 単位	13 円/日	25 円/日	38 円/日	下記すべてを満たす場合 ①利用者 50 名（給食管理の場合は 70 名）に対し、常勤の管理栄養士を 1 名以上配置 ②低栄養状態のリスクが高い利用者に対し医師、管理栄養士、看護職員等が共同して計画書を作成し、かつ食事の観察を週 3 回以

					上行い、栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整を実施 ③低栄養状態のリスクが低い利用者の食事の変化を把握し対応 ④利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出、活用
◇ 療養食加算	6 単位	8 円/回	15 円/回	22 円/回	療養食を提供した場合
看護体制加算(Ⅰ)イ	12 単位	15 円/日	30 円/日	44 円/日	常勤の看護師を1名以上配置している場合
看護体制加算(Ⅱ)イ	23 単位	28 円/日	55 円/日	82 円/日	看護職員を常勤換算方法で2名以上配置していること。また、病院看護師と24時間連絡がとれる体制を確保している
夜勤職員配置加算(Ⅱ)イ	46 単位	55 円/日	109 円/日	163 円/日	夜勤を行う職員が基準より1名以上上回っている場合
認知症専門ケア加算Ⅰ(☆イ)	3 単位	4 円/日	7 円/日	10 円/日	認知症介護に関する専門的な研修修了者を利用者20人に対して1人以上配置し、認知症ケアの技術的指導の会議を定期的実施している場合
認知症専門ケア加算Ⅱ(☆イ)	4 単位	6 円/日	11 円/日	16 円/日	認知症専門ケア加算Ⅰの要件を満たし、認知症介護指導者研修修了者を1人以上配置し、介護職員、看護職員ごとに研修計画を作成し実施した場合
◇ 若年性認知症受入加算	120 単位	143 円/日	285 円/日	427 円/日	若年性認知症者に対し、個別担当者を定め、サービス提供を行った場合
◇ 認知症緊急対応加算	200 単位	238 円/日	475 円/日	712 円/日	認知症の症状が認められ、在宅生活困難と医師が判断し、緊急に入所した場合(7日間のみ)
◇ 経口移行加算	28 単位	34 円/日	67 円/日	101 円/日	経管摂取から経口摂取への移行を進めるために、医師の指示に基づく栄養管理を行なう場合

◇ 経口維持加算Ⅰ	400 単位	475 円/月	949 円/月	1,424 円/月	摂食機能障害や誤嚥を有する方に対し、医師又は歯科医師の指示に基づき、専門職が共同して会議を行い、栄養管理を実施した場合
◇ 経口維持加算Ⅱ	100 単位	120 円/月	239 円/月	358 円/月	経口維持加算Ⅰを算定し、協力歯科医院を定め、歯科医、歯科衛生士等が会議に加わった場合
◇ 口腔衛生管理加算（Ⅰ）（☆ウ）	90 単位	107 円/月	213 円/月	320 円/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、利用者に対し口腔ケアを月 2 回以上行い、介護職員に対し口腔ケアの具体的な技術的助言及び指導を行い、相談等に対応した場合
◇ 口腔衛生管理加算（Ⅱ）（☆ウ）	110 単位	131 円/月	262 円/月	392 円/月	口腔衛生管理加算Ⅰの要件を満たし、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合
◇ 再入所時栄養連携加算	200 単位	238 円/回	475 円/回	712 円/回	医療機関に入院し、施設利用時と大きく異なる栄養管理が必要となった場合に施設管理栄養士が栄養指導に同席し、医療機関の管理栄養士と相談し栄養ケア計画の原案を作成した場合
◇ 褥瘡マネジメント加算Ⅰ（☆エ）	3 単位	4 円/月	7 円/月	10 円/月	下記すべてを満たす場合 ①褥瘡発生とリスクについて 3 ヶ月に 1 回評価し、結果等を厚生労働省へ提出 ②①の評価により褥瘡がある利用者に対し、施設の多職種が共同して褥瘡ケア計画を作成し、計画書に従い褥瘡管理を行い、3 ヶ月に 1 回計画書の見直しを行った場合
◇ 褥瘡マネジメント加算Ⅱ（☆エ）	13 単位	16 円/月	32 円/月	47 円/月	褥瘡マネジメント加算Ⅰの要件を満たし、Ⅰ②の評価の結果、褥瘡の発生リスクはあるが発生はない場合

◇ 排泄支援加算Ⅰ (☆オ)	10 単位	12 円/月	23 円/月	32 円/月	排泄に介護を要する利用者に対し、医師又は医師と連携した看護師が入所時に評価。少なくとも6ヶ月に1回評価し厚生労働省に報告。少なくとも3ヶ月に1回支援計画を見直している場合
◇ 排泄支援加算Ⅱ (☆オ)	15 単位	18 円/月	36 円/月	54 円/月	排泄支援加算Ⅰの要件を満たし、入所時と比較し排尿・排便のどちらか一方が改善し、悪化がない又はおむつ使用から使用なしに改善の場合
◇ 排泄支援加算Ⅲ (☆オ)	20 単位	24 円/月	48 円/月	72 円/月	排泄支援加算Ⅰの要件を満たし、入所時と比較し排尿・排便のどちらか一方が改善し、悪化がなく、かつ、おむつ使用から使用なしに改善の場合
◇ 外泊時費用	246 単位	292 円/日 + 居住費	583 円/日 + 居住費	875 円/日 + 居住費	7. 利用料金のお支払方法(8)参照
◇ 在宅復帰支援機能加算	10 単位	12 円	23 円	35 円	利用者家族と連絡調整を行い、居宅介護支援事業所に対して、必要な情報の提供と居宅サービス利用に関する調整を行う場合
◇ 在宅・入所相互利用加算	40 単位	47 円	94 円	141 円	複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間を定めて居室を計画的に利用し、居宅介護支援専門員と施設介護支援専門員で情報交換と合意の上、家族に同意を得ている場合
◇ ◆退所時栄養情報連携加算	70 単位	84 円/日	168 円/日	251 円/回	特別食を必要とする者又は低栄養状態と医師が判断した者が退所する際に、退所先の自宅あるいは施設や病院等に対して、管理栄養士が栄養管理に関する情報を提出した場合(栄養マネジメント強化加算との併用不可)

◇ 退所前後訪問相談 援助加算	460 単位	547 円/回	1093 円 /回	1,640 円 /回	退所時に相談援助を実施した場合
◇ 退所時相談援助 加算	400 単位	475 円/回	949 円/回	1,424 円 /回	退所時に相談援助を実施した場合
◇ 退所前連携加算	500 単位	594 円/回	1,187 円 /回	1,781 円 /回	退所前に他の事業所等との連携 を行った場合
◇ ◆退所時情報提 供加算	250 単位	297 円/ 回	594 円/ 回	891 円/ 回	退所して医療機関に入院する 場合、当該医療機関に定めら れた書式に必要事項を記載し 交付すると共に、交付した文 書の写しを介護記録等に添付 する場合
◇ ◆個別機能訓練 加算Ⅰ	12 単位	15 円/日	30 円/日	44 円/日	常勤専従の機能訓練指導員を配 置し、個別機能訓練計画を作成 し、計画に基づき機能訓練を行 った場合
◇ ◆個別機能訓練 加算Ⅱ	20 単位	24 円/日	48 円/日	72 円/月	個別機能訓練加算Ⅰの要件を満 たし、かつ個別機能訓練計画書 の情報を厚生労働省に提出した 場合
◇ ◆個別機能訓練 加算Ⅲ	20 単位	24 円/日	48 円/日	72 円/月	口腔衛生管理加算Ⅱ及び栄養マ ネジメント強化加算を算定している 場合 リハビリテーション実施計画等の内容に ついて、関係職種の間で情報を 共有し、必要に応じて LIFE に提 出した情報を活用している場合 共有した情報を踏まえ、必要な 見直しを行い、見直しの内容に ついて関係職種に対し共有して いる場合
◇ 生活機能向上連携 加算Ⅰ（☆カ）	100 単位	120 円/月	239 円/月	358 円/月	リハビリを行っている事業所等 の理学療法士、作業療法士、言 語聴覚士、医師と施設職員が共 同で、個別訓練計画を作成し、 通所リハビリテーション等のサ ービスの場合又は ICT での動画等

					で状態を把握し助言した場合
◇ 生活機能向上連携 加算Ⅱ1（☆カ）	200 単位	238 円/月	475 円/月	712 円/月	リハビリを行っている事業所等の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、医師と施設職員が共同で個別訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施した場合
◇ 生活機能向上連携 加算Ⅱ2（☆カ）	100 単位	120 円/月	239 円/月	358 円/月	生活機能向上連携加算Ⅱ1の要件を満たし、かつ個別機能訓練加算を算定している場合
◇ ADL 維持等加算 （Ⅰ）（☆キ）	30 単位	36 円/月	71 円/月	107 円/月	下記すべてを満たす場合 ①利用開始月と6ヶ月ごとにADL値を測定し、厚生労働省へ情報を提出 ②評価対象利用者のADL利得値を平均して得た値が1以上の場合
◇ ADL 維持等加算 （Ⅱ）（☆キ）	60 単位	71 円/月	142 円/月	213 円/月	ADL 維持等加算Ⅰの要件を満たし、かつ評価対象利用者のADL利得値を平均して得た値が2以上の場合
◇ 自立支援促進 加算	280 単位	333 円/月	665 円/月	997 円/月	下記すべてを満たす場合 ①医師が自立支援に必要な医学的評価を行い、6ヶ月に1回見直し、支援計画の策定に参加 ②①の評価の結果、対応を要する利用者ごとに、医師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等が共同し支援計画を策定し実施 ③3ヶ月に1回支援計画を見直し ④①の評価結果を厚生労働省に提出、情報を活用している場合
◇ 協力医療機関連 携加算1	50 単位 (100 単位)	60 円※ (120 円)	119 円※ (239 円)	179 円※ (358 円)	下記の①～③の要件を満たす場合 ① 入所者等の病状が急変した場合、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している。 ② 高齢者施設等からの診療

					の求めがあった場合、診療を行う体制が常時確保している。 ③ 入所者等の病状が急変した場合、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保している。 ※令和7年4月より50単位（ ）内は変更前金額
◇ 協力医療機関連携加算2	5 単位	7 円/月	13 円/月	19 円/月	前記以外の場合
◇ ◆特別通院送迎加算	594 単位	706 円/日	1411 円/日	2,116 円/月	透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難である等やむを得ない事情がある者に対して、月に12回以上、通院の為に送迎を行った場合
◇ 高齢者施設等感染対策向上加算I	10 単位	12 円/月	23 円/月	35 円/月	下記の①～③の要件を満たす場合 ① 感染症発生時に、新興感染症の診療する医療機関との間で、発生時等の対応を行う体制を確保している。 ② 協力医療機関等の中で、新興感染症以外の感染症発生時の対応を取り決めるとともに、協力医療機関等と連携し適切に対応している。 ③ 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届け出を行った医療機関又は、地域の医師会が定期的に行う研修や訓練に1年に1回以上参加している。

◇ 高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	5 単位	7 円/月	13 円/月	19 円/月	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った機関から、3 年に 1 回以上、感染者が発生した場合の現地指導を受けている。
◇ 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40 単位	47 円/日	94 円/日	141 円/日	利用者ごとの心身の状況等を厚生労働省に提出、必要な情報を活用している場合
◇ 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	50 単位	60 円/日	119 円/日	179 円/日	科学的介護推進体制加算Ⅰの要件を満たし、かつ、疾病の状況等を加えた場合
◇ 安全対策体制加算	20 単位	24 円/日	48 円/日	72 円/日	外部の研修を受けた担当者の配置、安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制の整備を行った場合
◇ 看取り介護加算Ⅰ 1（31～45 日前）	72 単位	86 円/日	172 円/日	257 円/日	医師が回復の見込みがないと判断した利用者に対して、利用者や家族の意思を尊重して、医師、看護職員、生活相談員、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員が連携を保ちながら、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に沿った看取りをする場合
◇ 看取り介護加算Ⅰ 2（4～30 日前）	144 単位	172 円/日	343 円/日	514 円/日	
◇ 看取り介護加算Ⅰ 3（2～3 日前）	680 単位	807 円/日	1,614 円/日	2421 円/日	
◇ 看取り介護加算Ⅰ 4（当日）	1,280 単位	1,520 円/日	3,039 円/日	4,559 円/日	
処遇改善加算Ⅲ	サービス単位数に 0.136 乗じる				

◇ 該当者のみ算定

【地域区分について】

地域区分 5 級地 1 単位 → 10.45 円 利用者負担はうち 1～3 割